

浦安市告示第 1 1 3 号

浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金交付要綱（平成28年告示第27号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 次に掲げる区分に応じ、次に定める補助基準額により算定した額
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）第115条第3項に規定する単独型事業所 入所定員に月額150,000円を乗じて得た額
 - イ 省令第115条第1項に規定する併設事業所 入所定員に月額75,000円を乗じて得た額
- (2) 補助の対象経費の実支出額から寄附金その他補助の対象経費に係る収入額を控除した額

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。